岩手県告示第250号

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の6の規定により、岩手県保健医療計画の一部を変更したので、その内容を次のとおり公示する。

なお、変更後の岩手県保健医療計画は、岩手県保健福祉部医療政策室及び各保健所に備えておいて縦覧に供する。

令和2年4月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

次のとおり外来医療に係る医療提供体制の確保及び医師の確保に関する事項を定めたこと。

- 1 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項
 - (1) 計画策定の趣旨
 - (2) 計画の位置づけ
 - (3) 計画の期間
 - (4) 外来医師偏在指標
 - (5) 外来医師多数区域の設定
 - (6) 外来患者の状況
 - (7) 医療機関の状況
 - (8) 協議の場の設置
 - (9) 外来医療機能の課題
 - (10) 外来医療提供体制の確保のための対策の方向性
 - (11) 医療機器の効率的な活用に係る計画
 - (12) 医療機器の配置状況・保有状況
 - (13) 医療機器の共同利用の方針
- 2 医師の確保に関する事項
 - (1) 計画に関する基本的事項
 - ア 計画策定の趣旨
 - イ 計画の性格
 - ウ 計画の期間
 - (2) 現状
 - ア 医師偏在指標及び医師少数区域・医師多数区域
 - イ 医師少数スポット
 - (3) 医師確保の方針、目標医師数及び必要医師数
 - ア 医師確保の方針
 - イ 目標医師数及び必要医師数
 - (4) 医師確保のための施策
 - ア 取組方針
 - イ 計画期間中における医師確保の見通し
 - ウ 具体的な施策 (医師確保対策アクションプラン)
 - エ 二次医療圏毎の医師確保対策
 - (5) 産科及び小児科の医師確保計画
 - ア 現状
 - イ 産科医等の確保の方針及び目標医師数
 - ウ 医師確保のための施策